播磨町携帯電話端末及び保守運用業務仕様書

当該業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であり、当該業務契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。

1 業務の目的

播磨町の小中学校において、教員が業務を遂行するために必要な教員同士や町教育委員会との連絡や児童・生徒の情報共有に資することを目的とする。

2 契約期間

⑴ 契約期間
2026 年（令和 8 年）3 月下旬から 2029 年（令和 11 年）3 月 31 日まで
※契約更新については、契約期間満了 1 ヶ月前までに契約更新有無を
双方合意のうえ決定する。

⑵ 利用期間
2026 年（令和 8 年）4 月から 2029 年（令和 11 年）3 月まで（36 ヶ月）

3 納入場所

播磨町役場

4 納入期限

2026 年（令和 8 年）4 月 10 日まで
ただし、やむを得ない理由により納入期限までに納入できない場合は、協議により新たな納入期限を決定することができる。

5 業務内容

⑴ スマートフォン端末
以下の仕様を満たすスマートフォン端末一式を納入すること。

数量	273

機種		Android 端末(スマートフォン)　メーカー不問
端末購入方法		レンタル提供もしくは、割賦購入のいずれか
通信方式		セルラーモデル(4G/LTE 及び、5G 対応)
端末スペック		
	OS	AndroidOS 15 以上
	内臓メモリ	４GB 以上（RAM)、64GB 以上（ROM）
	防水/防塵	IPX5X / IPX6 以上
付属品		充電接続ケーブル、充電器本体(接続ケーブル一体化でも可)

⑵ 通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ回線を提供すること。

① インターネット接続

インターネット接続が可能であること。

② セルラー通信方式

４Ｇ／ＬＴＥ及び５Ｇ通信方式に対応していること。また、安定的に利用可能であり、災害時及び大規模障害にも迅速に対応できる通信回線サービスであること。

③ 利用可能地域

日本国内の利用可能地域の人口カバー率は LTE において 99%以上であること。

ただし、導入小中学校において電波が繋がり難い場合は、個別に対応を行うこと。

④ セルラー通信によるデータ通信容量

1 回線当たり最低 2GB／月まで速度規制がかかることなく使用できること。

⑤ 通話料

１回あたり時間制限なく通話が定額となるプランであること。

⑥ 非常時の対応について

天災等による非常事態の場合においても、安定した通信手段（衛星通信等を活用したものと 同等以上の通信機能を有する手段）を確保すること。

⑶ 端末保守・サポート等

端末故障、紛失時に無償交換が可能なサービスの提供は必須としない。

但し、端末故障、紛失時に対応可能な場所(指定ショップ等)があること。

また、紛失時等に拾得者による不正使用を防止するため、回線停止の窓口があること。

⑷ モバイル端末管理サービス(ＭＤＭ)の提供

本件における提供端末をキッティング後に一元で管理、設定が可能なサービスを提供すること。

また、利用方法等の問合せをおこなえるサポート窓口があること。

６ 予算上限額

13,312 千円（消費税及び地方消費税を含まない）

※本金額は、契約期間（36 か月）における総支払額の上限である。

7 請求及び支払方法

①毎月払いとし、利用月の翌月に受注者からの請求に基づいて支払う。
また、支払い方法と支払い期限については、別途協議のうえ決定すること。
②利用料金には端末費用、通話費用、通信費用、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ＭＤＭ利用料等を含むものとする。

8 提出書類

①提供携帯関連資料（提案書も可）
②提供携帯番号一覧表
③携帯利用などに付随するマニュアル等
④当町の契約手続きに係る様式等一式（※契約時）

9 秘密の保持等

⑴ 受注者は、本業務に関連して知り得た情報を自己の業務に使用してはならない。また第三者に漏洩又は開示してはならない。
⑵ 受注者は、本業務に関連して知り得た情報の漏洩、滅失、き損等の防止、その他理世適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
⑶ 受注者は、本業務に関連して知り得た情報を本件作業以外の目的での複製、利用等をしてはならない。
⑷ 本業務に関連して情報の漏洩、滅失、き損等の事故が発生した場合、受注者は、ただちに播磨町に報告するとともに、播磨町と協議のもと、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を講じるものとする。
⑸ 受注者の責めに帰すべき事由により、情報の漏洩、滅失、き損等の事故が発生し、播磨町が第三者から損害賠償請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、受注者は、播磨町の指示に基づき、受注者の責任において紛争解決へ協力するものとし、また、第三者への損害賠償が必要となった場合、これに対する費用の負担を行うものとする。この場合において、播磨町が損害を被ったときは、播磨町は受注者に対して、当該損害の賠償を請求できるものとする。

10 疑義事項等について

本仕様書に定めのない事項について、疑義事項が発生した場合は発注者と協議し、承諾を得ること。

なお、承諾に係る所管課及び連絡先は、以下のとおりとする。

・所管課　：播磨町地域学校教育課学校教育係（担当：大路・池田）

・連絡先　：079-435-0545

・メール　：gakkoukyoiku@town.harima.lg.jp

以上